

塩竈市クーリングシェルター及び涼み処の募集要項

1. 趣旨

気候変動適応法（平成30年法律第50号）が改正され、気温が特に著しく高くなることにより熱中症による重大な健康被害が生ずるおそれがある場合に、環境省が熱中症特別警戒情報（以下、「熱中症特別警戒アラート」といいます。）を発表することとなりました。

また、市町村長は、熱中症による健康被害の発生を防止するため、適当な冷房設備を有するなどの基準を満たす施設を、指定暑熱避難施設（以下、「クーリングシェルター」といいます。）として指定することができることとなりました。

つきましては、熱中症特別警戒アラートが発表された場合にクーリングシェルターを開設するとともに、それ以外においても涼み処として熱中症対策に取り組んでいただける民間施設を募集します。

2. 実施内容

クーリングシェルター及び涼み処として、次に掲げる内容を実施します。

- (1) 各施設の入出口等、見やすい場所へのクーリングシェルターのマークを掲示
- (2) クーリングシェルターの場所、飲料購入場所の案内（問合せがあった場合）
- (3) 休息用の椅子、ソファ等の準備（既存のもので可）
- (4) 冷房設備の適切な管理

3. 指定要件

市内に所在する施設で、次の要件を満たす施設とします。

- (1) クーリングシェルターに指定された施設は、事前に公表した開放可能日・時間※1において施設を開放すること
- (2) クーリングシェルターの指定の際には、施設の管理者と本市で、協定を締結すること
- (3) 施設情報（施設の名称、所在地、開放可能日・時間及び受入可能人数等、応募用紙に記載していただいた項目）を、本市ホームページに掲載することに同意できること
- (4) 指定のクーリングシェルターのマークを掲示すること
- (5) 適当な冷房設備を有する施設であること
- (6) 利用者が滞在する際、適切な空間を保つことができる施設であること

※1 施設の開放可能日・時間は、施設の通常の営業日及び営業時間において、ご協力いただける範囲の時間とします。

4. 運用期間

クーリングシェルターの運用期間は、熱中症特別警戒アラート運用期間※2（4月第4水曜日～10月第4水曜日）とします。

※2 全国的に暑さ指数を予測し、熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、熱中症警戒アラートが発表される期間

5. 指定の期間と更新

指定の期間は、指定の日から翌年3月31日までとし、クーリングシェルターの指定を受けた施設の管理者から事前の申出がない限り、翌年度以降も毎年度指定を更新するものとします。

6. 指定の解除

指定を受けた施設が、3(1)～(4)の要件を満たさなくなった場合または指定を受けた施設の管理者から指定の解除の申出があった場合は、4の期間中であっても指定を解除するものとします。

また、指定を受けた施設がクーリングシェルターとしてふさわしくないと認められる場合は、指定を解除するものとします。

7. 募集期間

応募は、随時受付します。

なお、施設運用期間終了後に応募があったものについては、次年度の施設運用期間の際の指定となる場合があります。

8. 応募方法

別紙応募用紙に必要事項を記載の上、持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれか、又は電子申請の方法によって、下記のとおり提出してください。

【持参先】塩竈市総務部政策課（塩竈市旭町1番1号、市役所2階）

【郵送先】〒985-8501 宮城県塩竈市旭町1番1号 塩竈市総務部政策課 宛

【ファックス】022-367-3124

【電子メール】seisaku@city.shiogama.miyagi.jp 送信後、確認の電話をお願いします。

【電子申請】下記のアドレス、又はQRコードから申請ください。

<https://logoform.jp/form/yL3H/643279>



QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です

9. 提出後の流れ

応募後の流れは、次のとおりです。

- (1) 塩竈市総務部政策課にて受領
- (2) 応募内容の審査
- (3) 施設管理者と本市との間において、協定内容について協議
- (4) 協定の締結
- (5) クーリングシェルター施設情報の公表（市ホームページ等）
- (6) クーリングシェルターの運用開始

10. 物資の配布、情報の提供

クーリングシェルターに指定した施設に対して、各種の情報提供とともに、次の物資を配布します。

- (1) クーリングシェルターのマークのデータ及び表示看板
- (2) 熱中症予防に関する啓発資料
- (3) 熱中症特別警戒アラート発表時の情報提供
- (4) その他、塩竈市が必要と認めた物資

11. その他

冷房設備の電気代等、クーリングシェルターの開放に伴う施設運用に必要な経費は、各施設において負担していただくこととなります。

12. 損害賠償

クーリングシェルターを利用した避難者が施設等に損害を与えた場合であっても、本市は損害賠償の責任を負わないものとします。